

6 月に保険料額をお知らせします

令和 7 年度の保険料は、6 月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

均 等 割
【1 人当たりの額】
52,953 円

+

所 得 割
【本人の所得に応じた額】
(令和 6 年中の所得－最大 43 万円) × 11.79%

=

1 年間の保険料
限度額 80 万円
(1 0 0 円未満切捨て)

- 1 年間の保険料の限度額は 80 万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに 15 万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の 軽減割合	軽減後の 均 等 割
43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数－1)	7 割	15,885 円
43 万円 + (30 万 5 千円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数－1)	5 割	26,476 円
43 万円 + (56 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数－1)	2 割	42,362 円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が 55 万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が 60 万円（65 歳未満）、125 万円（65 歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から 2 年を経過していない期間のみ均等割が 5 割軽減となります。※所得の状況により、均等割の軽減割合が 7 割に該当することがあります。

▶ 均等割 52,953 円→ 26,476 円

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）
ただし、次の（1）～（3）のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。
「納付書」または「口座振替」でお納めください。

- （1）豊頃町介護保険料が「年金天引き」されていない方
- （2）介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- （3）新たに制度に加入された方の半年の期間（加入された時期により、天引き開始月が違います）
※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

災害・失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮などで保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合がありますので福祉課保険係へご相談ください。

令和 7 年度介護保険料のお知らせ

問合せ先
北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市）
役場福祉課保険係 ☎ 011・290・5601
4

6 月に保険料をお知らせします

6 5 歳以上の方の介護保険料は 3 年ごとに見直され、必要な介護保険サービスの総額から 6 5 歳以上の方の負担分（2 3 %）を算出し、その方の世帯の所得や課税状況に応じて決められます。

《令和 7 年度の介護保険料》

所得段階	対象者		計算方法	保険料年額	
1 段階	町民税非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者の方 ・年金収入＋合計所得金額が 80 万 9 千円以下の方	基準額× 0.285	1 6 , 4 0 0 円	
2 段階		・年金収入＋合計所得金額が 120 万円以下の方	基準額× 0.42	2 4 , 3 0 0 円	
3 段階		・年金収入＋合計所得金額が 120 万円を超える方	基準額× 0.685	3 9 , 6 0 0 円	
4 段階	町民税課税世帯	本人非課税	・年金収入＋合計所得金額が 80 万 9 千円以下の方	基準額× 0.87	5 0 , 2 0 0 円
5 段階			・年金収入＋合計所得金額が 80 万 9 千円を超える方	基準額	5 7 , 7 0 0 円
6 段階		本人課税	・合計所得金額が 1 2 0 万円未満の方	基準額× 1.2	6 9 , 3 0 0 円
7 段階			・合計所得金額が 2 1 0 万円未満の方	基準額× 1.3	7 5 , 1 0 0 円
8 段階			・合計所得金額が 3 2 0 万円未満の方	基準額× 1.5	8 6 , 6 0 0 円
9 段階			・合計所得金額が 4 2 0 万円未満の方	基準額× 1.7	9 8 , 2 0 0 円
10 段階			・合計所得金額が 5 2 0 万円未満の方	基準額× 1.9	1 0 9 , 7 0 0 円
11 段階			・合計所得金額が 6 2 0 万円未満の方	基準額× 2.1	1 2 1 , 3 0 0 円
12 段階			・合計所得金額が 7 2 0 万円未満の方	基準額× 2.3	1 3 2 , 8 0 0 円
13 段階			・合計所得金額が 7 2 0 万円以上の方	基準額× 2.4	1 3 8 , 6 0 0 円

◆ 介護保険料の納め方

受給している年金の額によって、保険料の納め方は異なり、納付書により納める方は期限までに納付をお願いします。

- ・年金が年額 1 8 万円未満の方 → 普通徴収（納付書や口座振替により納めます）
- ・年金が年額 1 8 万円以上の方 → 特別徴収

（年金からの天引きとなります。ただし、6 5 歳になる方は、天引きが始まるまで普通徴収となります）

◆ 所得の低い方は自己負担が軽減される場合があります

所得の低い方の介護保険サービス利用が困難にならないよう、自己負担が軽減される制度があります。軽減制度には対象となる要件がありますので、役場福祉課福祉係までご相談ください。

◆ 昨年度は介護保険料に関する賦課などの事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の皆様にご迷惑をおかけしました。該当される皆様には個別にご案内を差し上げ、必要な対応をさせていただきました。

町民の皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後こうした誤りを起こさぬよう、正確な事務処理に努めてまいります。